

平成 30 年度訪問看護師養成講習会 開催要項

1.目 的

- 1) 在宅ケアを必要とする人とその家族に対して質の高い看護を提供するために、地域の特性や生活状況を踏まえた、訪問看護に必要な最新の知識・技術を習得する。
- 2) 在宅ケアチームにおけるメンバーそれぞれの役割を認識し、関係機関との連携・調整を可能とする訪問看護従事者の資質向上を図る。

2.教育期間 平成 30 年 5 月 11 日（金）～9 月 4 日（火）

3.内 容 時間 9:00～16:00 <実習はこの限りではない>
講義：(旧)訪問看護研修カリキュラムステップ 1 に準じた科目 22 日間
実習：訪問看護ステーション 4 日間
デイサービス施設、介護老人保健施設等 1 日間

4.受講要件 看護職の免許を有する者(准看護師は実務経験 5 年以上の者) で、訪問看護を始めようとする者、訪問看護に従事している者、または訪問看護の知識・技術習得を目指す者。

5.募集人数 20 名

6.会 場 講義・演習：秋田県総合保健センター（5 階看護センター）
秋田県社会福祉会館
実習：県内訪問看護ステーション、デイサービス
介護老人保健施設、特別養護老人ホーム 等

7.経 費 受講料は無料
ただし、資料代として 10,800 円
テキスト・参考書代、実習時の賠償保険加入料などは自己負担

8.申し込み 専用申込書【訪問看護師養成講習会申込書】に必要事項を記入し、4 月 20 日（金）17 時までに、秋田県看護協会教育研修係（訪問看護師養成講習会受講申込と朱書きする）に送付する。
【申し込み・問い合わせ先】
〒010-0874 秋田市千秋久保田町 6-6 公益社団法人秋田県看護協会
事業部教育研修係
☎ 018-831-8020（事業部直通）

9.受講決定及び通知 4 月 25 日（水）頃までに、申し込み者に受講決定を通知する。

10.そ の 他

- 1) この講習会は秋田県からの委託事業である。
- 2) 全日程出席者には、秋田県知事より訪問看護師養成講習会(基礎)修了証書を交付する。
- 3) 履修期間は 1 年を原則とする。

※正規の受講者以外の方に対して、訪問看護に関する最新の知識、技術を学び、自身の看護実践能力の向上につながることを目的に、各教科目の公開講座★を開講しております。どうぞご参加ください。

